

令和7年11月農業委員会総会議事録

日 時 令和7年11月28日（金曜日） 議事開始 午前8時55分

場 所 えびの市役所本庁 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稻田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
田上 みゆき			

【農地利用最適化推進委員】

津口 えりこ	坂元 清美	下原 小夜子	山野 真澄
杉元 義男	土器 三紀夫	中津 富夫	中津 ゆみ子
山口 長徳	園田 義保	吐師 伸次郎	吉田 尚美

欠席委員

農業委員	前原 幸太郎
農地利用最適化推進委員	宮田 吉人、永田 利広、庄村 里世、米倉 千春 鶴田 幸一、上村 ゆかり

事務局職員

事務局長 木原 俊一郎	事務局長補佐 川上 大輔
農地調整係長 松田 篤志	農地調整係主任主事 中村 清人
農地調整係主事 遠目塚 墓	

議題

報告第10号 農地等の合意解約について

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第36号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第38号 非農地証明願いについて

事務局長	<p>ただいまから、令和7年11月定例農業委員会総会を開催します。</p> <p>委員の皆様、ご起立をお願いします。</p> <p>一同礼。（一同礼）</p> <p>おはようございます。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>(挨拶並びに会務報告)</p> <p>次に、委員の出席状況を報告します。</p> <p>前原委員、宮田委員、永田委員、庄村委員、米倉委員、鶴田委員、上村委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。</p> <p>よって、ただいまの出席者は農業委員9名、農地利用最適化推進委員12名で定足数に達しています。</p>
議長（会長）	<p>これより会議を開きます。</p> <p>議事に入る前に、議事録署名委員に竹下会長代理と田上委員を指名します。</p> <p>それでは、ただいまから今月の議事に入ります。</p> <p>報告第10号並びに議案第35号から議案第38号までを議題とします。</p> <p>事務局長に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	(議案朗読)
議長（会長）	<p>ただいま議案の朗読が終わりました。</p> <p>これより報告及び議案の審議に入ります。</p> <p>まず、報告第10号「農地等の合意解約について」事務局から説</p>

	明をお願いします。
事務局	はい、事務局。 それでは、報告第10号、農地等の合意解約について説明します。 議案書1ページをご覧ください。 今月の合意解約件数は16件です。 2ページをご覧ください。 今月の総会案件と関連がないものについてのみ説明します。 整理番号1番ですが、耕作者死亡に伴う解約です。 整理番号3番及び4番ですが、農地条件が悪いため解約するものです。 整理番号5番から8番ですが、耕作者変更に伴う解約です。 整理番号9番から12番ですが、今後売却する予定のため解約するものです。 続きまして、3ページをご覧ください。 整理番号13番ですが、中間管理機構への貸付に移行するため、解約するものです。 整理番号14番ですが、耕作者変更に伴う解約です。 整理番号15番ですが、耕作条件が悪いため解約するものです。 整理番号16番ですが、耕作者変更に伴う解約です。 以上、ご報告します。
議長（会長）	ただいま説明が終わりました。 それでは、報告第10号について質疑を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、報告第10号の質疑を終結します。 次に、議案に入ります。 議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」事

	<p>務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>それでは、議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は、所有権移転5件、権利の設定1件、計6件となります。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>田1筆、566平米の贈与です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>畠1筆、33平米の売買です。</p> <p>総額○○円です。</p> <p>備考欄のとおり、宅地、山林、農地含み○○○円での売買を予定しており、そのうち農地に関しては○○円での売買となります。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>田1筆、1108平米の売買です。</p> <p>総額○○円です。</p> <p>備考欄のとおり、農地所有適格法人による取得で、売買金額は山林233平米を含んだ金額となります。</p> <p>竹下会長代理の掘り起こしです。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。</p> <p>整理番号4番。</p> <p>田1筆、520平米の売買です。</p> <p>総額○○円です。</p> <p>備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。</p>
事務局	

	<p>整理番号5番。</p> <p>田1筆、200平米の贈与です。</p> <p>備考欄のとおり、下原委員の掘り起こしです。</p> <p>続きまして、7ページをご覧ください。</p> <p>権利の設定になります。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>田1筆、809平米の賃貸借です。</p> <p>価格は、全部で糸〇〇キロです。</p> <p>備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。</p> <p>以上、所有権移転5件、権利の設定1件、計6件です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第35号については各担当委員に現地確認等をしていただいています。</p> <p>農地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をしていただきます。</p> <p>それでは、所有権移転、整理番号1番の農地及び申請人「受け人」の報告を田中委員にお願いします。</p> <p>はい、田中委員。</p>
田中委員	<p>申請地は、〇〇〇〇自治会にあり、〇〇地区で、譲渡人と譲受人は同じ地区に住んでおり、離れてはいるのですが近所に住んでいます。</p> <p>市道のそばに水田があり、お互いの水田はつながっています。</p> <p>接道、日照は良く、形状が少し悪く三角形です。</p> <p>譲渡人と譲受人との関係は、昔から親同士が友人で、今回譲渡人が病弱のため〇〇にいる妹さんのところに身を寄せることになったそうです。</p> <p>どうしても作ることができないからということで、贈与することになったそうです。</p>

	<p>場所は、とにかく良いところです。</p> <p>報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、所有権移転、整理番号2番の農地及び申請人「受け人」の報告を、宮田委員に代って事務局にお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>整理番号2番の農地について、宮田委員の調査報告を代読します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>今回、農地、宅地、山林を購入するということで、その宅地についている畠が申請農地となっています。</p> <p>基盤整備はされていません。</p> <p>農地の形状は三角形です。</p> <p>申請農地周辺の状況は、畠、山林、宅地が周辺にあります。</p> <p>日照、接道も良好で問題ないと判断します。</p> <p>続きまして、受け人についても宮田委員の調査報告を代読します。</p> <p>受け人は、〇〇〇自治会内に居住されており、申請農地から2メートルの距離に居住されています。</p> <p>譲渡人との関係は知人です。</p> <p>當農状況は兼業です。</p> <p>市内の事業所に、会社員として勤務しながら休みの日に集中して耕作しているとのことです。</p> <p>後継者はいません。</p> <p>農地取得後の利用としては、露地野菜、かぼちゃの作付を予定しています。</p> <p>畦畔の管理については良好です。</p> <p>地域との調和についてですが、隣接農地の所有者等とのトラブルもなく、良好な関係性を保たれているので良好と判断します。</p>

	<p>以上、代読により報告します。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号3番の農地及び申請人「受け人」の報告を竹下会長代理にお願いします。</p>
竹下会長代理	<p>はい、竹下会長代理。</p> <p>それでは、整理番号3番について報告します。</p> <p>実は、この案件は先々月に申請をしたのですが、承認が下りないうちに所有者が亡くなつたので、奥さんが困って相続の手続きを手伝つてほしいということで、相続の手伝いをし相続が完了しましたので再度出てきました。</p> <p>農地は、〇〇〇〇自治会にあります。</p> <p>基盤整備はされていません。</p> <p>農地の形状はあまり良くはなく、三角形の田です。</p> <p>周辺一帯はですね、田、畑、山林、宅地と囲まれていて、この宅地も、この受け人は外国の研修生を受け入れていますが、その寮にされています。</p> <p>日照、接道、用排水に関しては、問題ありません。</p> <p>この農地は、受け人が以前からこの渡し人から借用していた農地で、現在はビニールハウスを建ててあります。</p> <p>野菜等の栽培をされているということです。</p> <p>受け人に関しては、この農地のすぐそばに住宅がありまして、法人の事務所があり庭のようなところです。</p> <p>専業で露地野菜と、少し稻作もされてるということです。</p> <p>渡し人との関係は、同じ班の人です。</p> <p>後継者はいます。</p> <p>取得後の利用状況としては、野菜等の栽培をされるということです。</p> <p>所有農地の畦畔の管理や、用排水等の協力については問題ないと判断しました。</p>

	以上です。
議長（会長）	次に、整理番号4番の農地及び申請人「受け人」の報告も増田委員にお願いします。
	はい、増田委員。
増田委員	申請人「受け人」、申請農地の両方について報告します。 整理番号4番について、申請地及びその周辺の状況について、申請地は水田です。 水田地帯の一角にあります。 受け人の営農状況ですが、稻作主体の専業農家です。 地域との調和については、譲受人は専業農家で、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。 次に、整理番号5番の農地及び申請人「受け人」の報告を下原委員にお願いします。
議長（会長）	はい、下原委員。
下原委員	整理番号5番の受け人と農地について報告します。 申請地は、○○自治会内で、○○○○○から東の方に進んだ、基盤整備がされた水田です。 周辺一帯も水田地帯です。 日照、接道、用排水は問題ありません。 また、受け人の営農状況は、会社員との兼業ですが、田んぼの管理もしっかりとされ、たんどなどにも進んで協力されています。 渡し人との関係は他人です。 知人からの紹介だと言われました。 後継者もいます。
議長（会長）	次に、権利の設定、整理番号1番の農地及び申請人「受け人」の報告を増田委員にお願いします。
	はい、増田委員。
増田委員	申請人「受け人」、申請農地の両方について報告します。

	<p>整理番号1番について、申請地及びその周辺の状況について、申請地一帯は水田地帯です。</p> <p>受け人の状況については、会社員ですが、稲作を主に行っています。</p> <p>地域との調和について、譲受人は兼業ですが、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。</p> <p>各委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>事務局の判断根拠を説明します。</p> <p>今回の申請内容については、農地法第3条第2項第1号から第5号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。</p> <p>農地法第3条第2項第6号については、委員の皆様から事前調査の報告があったとおり、地域との調和要件など問題はないということです。</p> <p>したがいまして、計6件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
議長（会長）	<p>判断根拠の説明が終わりました。</p> <p>それでは、議案第35号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第35号は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第35号はお諮りのとおり決定します。</p> <p>次に、議案第36号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理設定等）について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>それでは、議案第36号、農用地利用集積等促進計画（農地中間管理設定等）について説明します。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>今月の計画件数は53件です。</p> <p>申出人の住所、氏名、借賃、備考欄については、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。</p> <p>それでは、資料の9ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>畠5筆、9678平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>畠3筆、5960平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>畠1筆、2466平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号4番。</p> <p>畠1筆、1018平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号5番。</p> <p>畠3筆、5171平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号6番。</p> <p>畠1筆、1308平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号7番。</p> <p>田4筆、7036平米の賃貸借です。</p> <p>10ページをご覧ください。</p>

整理番号8番。
田4筆、5212平米の賃貸借です。

整理番号9番。
田4筆、5905平米の使用貸借です。

整理番号10番。
田7筆、畠1筆、計8筆、1万389平米の使用貸借です。

整理番号11番、
田1筆、2241平米の賃貸借です。

整理番号12番。
田1筆、274平米の使用貸借です。

11ページをご覧ください。

整理番号13番。
田22筆、1万7650平米の使用貸借です。

12ページをご覧ください。

整理番号14番。
田6筆、3281平米の賃貸借です。

整理番号15番。
田13筆、1万1177平米の使用貸借です。

整理番号16番。
田2筆、1982平米の賃貸借です。

13ページをご覧ください。

整理番号17番。
田7筆、5648平米の賃貸借です。

山口委員の掘り起こしです。

整理番号18番。
田2筆、2023平米の賃貸借です。

山口委員の掘り起こしです。

整理番号19番。

田1筆、1118平米の賃貸借です。

整理番号20番。

田2筆、1917平米の賃貸借です。

整理番号21番。

田1筆、1020平米の賃貸借です。

整理番号22番。

田4筆、1524平米の賃貸借です。

整理番号23番。

田2筆、1597平米の賃貸借です。

14ページをご覧ください。

整理番号24番。

田2筆、2279.5平米の賃貸借です。

整理番号25番。

田1筆、1973平米の賃貸借です。

整理番号26番。

田1筆、778平米の賃貸借です。

整理番号27番。

田1筆、1116平米の賃貸借です。

整理番号28番。

田1筆、4842平米の賃貸借です。

整理番号29番。

田1筆、4440平米の使用貸借です。

整理番号30番。

田3筆、畑1筆、計4筆、1576平米の使用貸借です。

整理番号31番。

田2筆、畑3筆、計5筆、1万4483平米の賃貸借です。

整理番号32番。

田1筆、1994平米の賃貸借です。

15ページをご覧ください。
整理番号33番。
畠2筆、692平米の賃貸借です。
整理番号34番。
畠1筆、709平米の賃貸借です。
整理番号35番。
畠1筆、863平米の賃貸借です。
整理番号36番。
畠1筆、419平米の賃貸借です。
整理番号37番。
畠2筆、916平米の賃貸借です。
整理番号38番。
畠1筆、521平米の賃貸借です。
整理番号39番。
田1筆、1754平米の賃貸借です。
整理番号40番。
畠1筆、2415平米の賃貸借です。
整理番号41番。
畠1筆、3619平米の賃貸借です。
整理番号42番。
畠1筆、1893平米の賃貸借です。
整理番号43番。
畠2筆、3728平米の使用貸借です。
16ページをご覧ください。
整理番号44番。
畠1筆、1435平米の賃貸借です。
整理番号45番。
畠1筆、749平米の賃貸借です。

	<p>整理番号46番。</p> <p>田1筆、畑2筆、計3筆、708平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号47番。</p> <p>田3筆、2761平米の賃貸借です。</p> <p>吐師委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号48番。</p> <p>畑2筆、2418平米の賃貸借です。</p> <p>吐師委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号49番。</p> <p>田3筆、畑6筆、計9筆、1万6811平米の使用貸借です。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>整理番号50番。</p> <p>田6筆、畑4筆、計10筆、1万451平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号51番。</p> <p>畑3筆、1706平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号52番。</p> <p>畑2筆、365平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号53番。</p> <p>畑4筆、1171平米の賃貸借です。</p> <p>以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること及び農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、整理番号5番の受け手は、○○委員が○○を務める法人です。</p> <p>よって、整理番号5番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、○○委員の退席を求めて審議します。</p>

	○○委員の退席をお願いします。 (○○委員 退席)
議長（会長）	それでは、整理番号5番の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第36号、整理番号5番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、議案第36号、整理番号5番は、お諮りのとおり決定します。 ○○委員の退席を解きます。 (○○委員 着席)
議長（会長）	次に、整理番号5番を除く議案第36号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号5番を除く議案第36号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、議案第36号はお諮りのとおり決定します。 また、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促

	<p>進計画の作成を要請します。</p> <p>次に、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」、及び議案第38号「非農地証明願いについて」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>今月の許可申請件数は2件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名については省略します。</p> <p>19ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番と整理番号2番については同一事業となるため、あわせて説明します。</p> <p>申請地は、大字〇〇〇字〇〇、畠4筆、6027平米を埋却予定地として申請するものです。</p> <p>権利関係は売買です。</p> <p>立地基準については、農地区分が農用地区域内農地、都市計画区域は区域外、農地区分は区域内農業施設用地となります。</p> <p>農用地区域内農地は原則不許可ですが、転用目的が不許可の例外となる農業施設用地に該当するため、問題ないと判断しています。</p> <p>備考欄に記載してありますが、事業面積は、登記地目山林を含んだ6742平米となります。</p> <p>事業費については、土地購入費〇〇〇〇〇〇〇〇円、雑木等伐採費用〇〇〇〇円、計〇〇〇〇〇〇〇〇円を自己資金にて対応されます。</p> <p>敷地内の雨水は、地下浸透にて処理されます。</p> <p>本案件の転用目的が埋却予定地となっていますが、のことにつ</p>
--	--

いて補足説明します。

農地を所有できる法人である農地所有適格法人であれば、農地法3条申請で農地を取得し耕作を行うことや、耕作目的で貸すことも可能ですが、今回申請を行う譲受人は農地を所有できない法人となります。

そのため、5条申請により埋却予定地として転用を行い取得することとなります。

なお、今回許可が下り、取得した土地は転用許可に基づき耕作目的での使用や他者に貸し出しあれども、保全管理を行い、事案が発生した際は埋却地として使用することとなります。

20ページをお開きください。

整理番号3番。

申請地は、大字〇〇字〇〇、田2筆、2038平米を宅地分譲敷地として申請するものです。

権利関係は売買です。

立地基準については、農地区分が第三種農地、都市計画区域は区域内第二種中高層住居専用地域、農地区分は区域外となります。備考欄に記載してございますが、事業面積は登記地目、宅地を含んだ2424.68平米となります。

事業費については、土地購入費〇〇〇〇円、造成費〇〇〇〇〇〇円、舗装工事〇〇〇〇円、特定盛土宅地造成許可申請〇〇〇円、計〇〇〇〇円を自己資金にて対応されます。

敷地内の雨水は、地下浸透及び南側市道側溝にて処理されます。

21ページをお開きください。

続きまして、議案第38号、非農地証明願いについて説明します。

今月の証明願い件数は2件です。

申請人の住所、氏名については省略します。

	<p>22ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇〇、畠1筆、64平米です。</p> <p>立地基準については、農地区分が第二種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は、区域内白地となります。</p> <p>非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが困難な土地です。</p> <p>現況は山林です。</p> <p>整理番号2番、申請地は大字〇〇字〇〇、田1筆、67平米です。</p> <p>立地基準については、農地区分が第二種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。</p> <p>非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。</p> <p>現況は原野です。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第37号及び38号については、さる11月27日に第2小委員会で審議がされています。</p> <p>ここで、第2種小委員会から報告をお願いします。</p> <p>はい、第2小委員会委員長。</p> <p>それでは、第2小委員会から報告を行います。</p>
田中第2小委員会 委員長	<p>会長から招集を受けまして、11月27日に委員8名、事務局2名、計10名の出席のもと第2小委員会を開催いたしました。</p> <p>今回の議案は、農地法第5条許可申請2件、非農地証明願い2件、計4件です。</p> <p>初めに、議案第37号、農地法第5条の許可申請について説明します。</p>

整理番号1番及び2番については同一事業となるため、あわせて説明します。

譲受人は養鶏業を営む法人で、高病原性鳥インフルエンザに対応する埋却地の確保を家畜保健所より促されていたとのことです。

埋却地の確保に向けて譲渡人に相談したところ、承認を得られたため申請されたものです。

場所は、〇〇〇〇の〇〇地区で、えびの市の〇〇〇から北西に約750メートルのところにあります。

申請地の位置の状況は、〇〇〇〇〇〇〇〇は南側及び東側が農地で、〇〇〇〇〇〇〇は西側が農地、〇〇〇〇〇〇〇も同じく南側に農地が接しています。

申請地に一部農地が接していますが、申請地はそのままの状態で保全管理を行い、事案が発生した場合に埋却地として使用するということですので、周辺農場への影響はないと判断し、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号3番について説明します。

譲受人は、えびの市内で〇〇〇〇を営んでおり、〇〇〇〇を主な事業としています。

今回、譲渡人である共有者は高齢となり、営農が継続できないため売却したいとの相談があり、本申請地を宅地分譲敷地として申請されたものです。

場所は、〇〇の〇の〇〇〇〇から南東に約100メートルのところに位置します。

申請地周辺の状況は住宅地で、隣接地に農地はありません。

申請地の周辺に農地はないため、周辺農地への影響はないと判断し、特に問題は見当たりませんでした。

議案第38号、非農地証明願いについて説明します。

整理番号1番。

	<p>します。</p> <p>よって、今月の議案第37号及び第38号の計4件については、転用許可基準及び非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。</p> <p>ただいま第2小委員会委員長報告及び事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第37号及び38号の審議に入ります。</p> <p>議案第37号及び議案38号について、一括して各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>議案第37号及び議案第38号に対する第2小委員長の判断は、許可相当、または非農地として承認相当です。</p> <p>また、事務局の事務局の判断も許可相当、または非農地として承認相当です。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第37号及び議案第38号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第37号及び議案第38号は、原案のとおり決定します。</p> <p>なお、議案第37号については、許可相当として県知事に意見書を提出します。</p> <p>以上で本日の議案審議は終了いたしました。</p>

午前9時47分